

常任委員会・特別委員会の動き

パートナーシップ宣誓制度

令和3年4月施行へ準備を進める

総務

総務常任委員会は、11月30日及び12月4日に開催された。

11月30日の委員会では、議案3件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

12月4日の委員会では、議案2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

また、①令和3年度組織改正の概要(案)②「仮称」ふじさわジェンダー平等プラン2030(素案)について、議案及び制度

藤沢市パートナーシップ宣誓制度について(報告)

藤沢市パートナーシップ宣誓制度(報告)④朝日町駐車場の運営の見直し⑤藤沢市受援計画(素案等)以上5件について報告を受けた。

導入に向けた取組状況について中間報告を行った。その後、当事者等からの意見募集を実施するなど、様々な立場の方から頂いた意見を踏まえ、本制度の案を作成した。

まず、パブリックコメントの実施結果としては、7月28日から8月26日まで実施し、20人から49件の意見等を頂いた。

次に、当事者等からの主な意見については、意見募集を10月20日から11月5日まで、市のホームページにおいて実施し、6人から意見を頂いた。意見の内容としては、宣誓者の要件や、制度の周知啓発に関すること、制度全般についてのものがあった。具体的には、制度があるだけで安心材料になるといった意見や、市内だけでなく、湘南エリアや神奈川県全域での相互利用が可能になることを望む意見等があった。

また、本市において、セクシュアルマイノリティに関する研修等の講師をしていただいたことのある方々に対し、制度に関するアンケート調査を実施し、2人から回答があった。主な意見等としては、日常生活での困り事について、制度導入に期待することについて

「藤沢市パートナーシップ宣誓制度(案)」の素案からの主な変更点として、制度導入により対応できない特別事情を想定した受領証の返還や、受領証が返還されない場合を想定した無効となる宣誓に関する事項等について一部変更を行った。

制度導入により対応できない特別事情を想定した受領証の返還や、受領証が返還されない場合を想定した無効となる宣誓に関する事項等について一部変更を行った。

最後に、今後のスケジュールとしては、この報告後、制度施行に向けた準備を始め、3年1月に職員への制度の周知、2月には関係機関等への制度の周知と、セクシュアルマイノリティに関する理解促進のための市民向け講座を実施する。3月には市民への制度の周知を行い、4月1日から制度を施行する予定である。



講座等により理解促進を図る「共に生きるフォーラムふじさわ2019」



重要テーマの1つ「緑や文化豊かなまちづくり」のイメージ

村岡新駅周辺地区のまちづくり

令和2年度内に実施判断を予定

建設経済

建設経済常任委員会は、12月1日に開催され、議案2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと決定した。

また、①藤沢市工場立地に関する準則を定める条例(藤沢市工場立地法準則条例)の制定及び藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正に関する素案②村岡地区のまちづくりの取組③旧東海道藤沢宿街なみ継承地区における歴史的建築物の取得④善行六丁目特定土地の原状回復⑤藤沢市耐震改修促進計画の

村岡地区のまちづくりの取組について

「市の説明」
村岡地区のまちづくりに関する準則を定める条例(藤沢市工場立地法準則条例)の制定及び藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正に関する素案②村岡地区のまちづくりの取組③旧東海道藤沢宿街なみ継承地区における歴史的建築物の取得④善行六丁目特定土地の原状回復⑤藤沢市耐震改修促進計画の

を予定している。今回は6月定例会での報告以降の取組状況について報告する。県、鎌倉市との取組のうち、広域的なまちづくりの取組については、村岡地区と深沢地区で一体的に進める広域的なまちづくりの方向性についての調整及び両地区一体による土地画整理事業の施行に必要となる協議・調整を進めている。

次に、新駅設置に関する検討については、元年度と2年度の2か年で新駅設置及び自由通路の概略設計をJR東日本に依頼しており、今後、概略事業費及び概略施工期間等が明らかになる予定であり、あわせて、JR東日本の費用負担に関する協議等を具体的に進めていく。

本市における主な取組として、まず、村岡新駅周辺地区のまちづくりについては、地域住民や地権者、学識経験者、地元経済団体、関係事業者などをメンバーとした村岡新駅周辺地区まちづくり検討会議での意見を基に、村岡新駅周辺地区まちづくり方針(素案)をまとめた。

今回は、中間取りまとめ以降に新たに追加した箇所のうち、「将来地区像を実現するための4つの重要テーマ」「まちづくりの実現に向けた推進方策」を例に挙げる。

「将来地区像を実現するための4つの重要テーマ」は、①創造的なまちづくり

②新しい交通結節点づくり
③緑や文化豊かなまちづくり
④安心・安全なまちづくり
の4つの重要テーマを、三角形で積み上げるようなイメージで位置づけ、併せて街の機能構造との関係性を示している。

「まちづくりの実現に向けた推進方策」では、将来地区像を実現するための方策を示し、考え方を①将来地区像の実現に向けた、「つくりかた」を見据えた「つくる」主要プロジェクトの設定②社会やニーズの変化に合わせた柔軟な事業展開③まちびらきに向けたスケジューリング管理と見直し、大きく4つに整理している。

村岡新駅周辺地区まちづく

「将来地区像を実現するための4つの重要テーマ」は、①創造的なまちづくり

意見書

3件を国会等へ提出

○私学助成の拡充を求め
る意見書(神奈川県)
神奈川県は、私立小学校は、各校が建学の精神に基づき豊かな教育をつくり、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けている。しかし、生活保護世帯も含め施設整備費等の負担額が年間約27万円必要であり、さらなる私学助成の拡充が求められる。

私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するために、私立学校振興助成法にのっとり、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要である。

よって、政府に対し、公立学校の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために、私立学校振興助成法にのっとり、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要である。

よって、政府に対し、公立学校の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために、私立学校振興助成法にのっとり、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要である。

よって、政府に対し、公立学校の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために、私立学校振興助成法にのっとり、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要である。

○私学助成の拡充を求め
る意見書(国宛)
令和2年度から施行された高等専門学校等就学支援金の拡充により、私立高等学校においては学費無償化へ大きく近づいた。この改正

○性犯罪に関する刑法の改正を求める意見書
平成29年に性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決・施行された。この改正

○性犯罪に関する刑法の改正を求める意見書
平成29年に性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決・施行された。この改正

は、強姦罪が性別を問わない強制性交等に改称され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、被害者の告訴が無くても起訴できる非親告罪となるなど、画期的なものであった。

しかし、強制性交等の成立要件に脅迫、暴行を伴うことなどが必要とされており、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないなど、改正内容は不十分である。衆参両院においては付帯決議が付けられ、施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

よって国会及び政府に対し、①強制性交等罪における「暴行、脅迫、心神喪失、抗拒不能等」の要件を見直すこと。②性交同意年齢を引き上げること。③不同意の性行為を刑法に位置づけること。④公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。⑤監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大とともに、地位関係性を利用した性犯罪の規定を新たに創設すること。以上5点を要請する。(以上、要旨を掲載)